

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年2月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100424号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100027号

第1 結論

昭和59年9月から昭和61年3月までの請求期間、昭和63年8月及び同年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年9月から昭和61年3月まで
② 昭和63年8月及び同年9月

年金記録によると、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録がない。私は、平成7年8月頃、A市役所又はB社会保険事務所(当時)において、昭和59年9月まで遡って国民年金に加入し、未納であると指摘された期間に係る保険料全額を一括で納付した。これにより未納期間はなくなったことを窓口で職員に確認しており、請求期間①及び②に係る納付記録がないのは誤りであるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成7年8月頃に市役所又は社会保険事務所において国民年金の加入手続を行ったとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(*。以下「手帳記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成7年8月に払い出されていることが確認でき、請求者が加入手続を行ったと主張する時期と符合する。

しかしながら、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金被保険者資格は、オンライン記録により、上記手帳記号番号が払い出された平成7年8月に、昭和59年9月1日を資格取得年月日、昭和63年10月1日を資格喪失年月日として遡って入力処理されたものであることが確認できるところ、国民年金法(昭和34年法律第141号)第102条において、被保険者は、保険料納期限から2年を経過した被保険者期間については時効により保険料を納付することはできない旨規定されていることから、平成7年8月の時点において、請求期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、平成7年8月に遡って入力処理された国民年金の被保険者期間のうち、昭和61年4月から昭和63年7月までは国民年金保険料の納付済期間であるが、これは、国民年金法附則(平成16年法律第104号)第21条の規定に基づき、平成19年7月

9日の届出により同年8月7日付けで国民年金第3号特例納付期間とする処理が行われたものであるところ、請求者の主張するとおり、平成7年8月当時に昭和59年9月まで遡って保険料を一括して納付していた場合、昭和61年4月から昭和63年7月までの期間に係る保険料は還付処理が行われることとなるが、当該期間に係る還付記録は確認できない。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。